

別表（第2条関係）

補助事業名	森林林業緊急整備事業
補助事業の目的	林業・木材産業等の地域産業の再生、成長産業化を図るため、木材需要の創出、国産材の安定的・効率的な供給体制の構築、持続的な林業経営の構築などの対策を支援する
補助事業の対象となる者	別紙のとおり
補助事業の対象となる経費	別紙に掲げる補助事業の実施に必要な経費
補助率	別紙のとおり
補助金の額	予算の範囲内
適用除外する条項	
その他の事項	補助金交付決定通知書（様式第3号）の6の補助金交付の条件は「林務課関係補助事業補助金交付の条件」による。

別に定める事項

関係条項	内 容
第3条	(添付書類) 別紙様式「事業の内容及び経費の配分（計画）」 別記様式「誓約書」 「林務課関係補助事業補助金交付の条件「別表」に掲げる規程に規定する計画書」
	(指定期日) 別途通知する
第7条第1項	(指定期日) 別途通知する
	(添付書類) 別紙様式「事業の内容及び経費の配分（変更）」及び 「林務課関係補助事業補助金交付の条件「別表」に掲げる規程に規定する変更計画書」
	(軽微な経費配分の変更) 「林務課関係補助事業補助金交付の条件「別表」に掲げる規程に規定する変更」
	(軽微な事業内容の変更) 「林務課関係補助事業補助金交付の条件「別表」に掲げる規程に規定する変更」
第9条第1項	(報告事項等)
第11条	(添付書類) 1 別紙様式「事業の内容及び経費の配分（実績）」 2 出来高設計書（設計書により精算する場合） 3 財産管理台帳（機械・設備のみ）
	(指定期日) 事業完了後1ヶ月以内または令和5年3月31日のいずれか早い日とする。
第19条第1項	(処分制限期間) 「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」と言う）に定められているものについてはその期間、大蔵省令に定めのないものについては農林水産大臣が別に定める期間。

森林林業緊急整備事業

補助事業	補助の対象となる者	補助率
<p>1 木材産業の体質強化対策</p> <p>(1) 木材加工流通施設等整備（大規模・高効率タイプ）</p> <p>① 加工流通施設整備</p> <p>② スtockヤード整備</p> <p>(2) 木材加工流通施設等整備（低コストタイプ）</p> <p>① 加工流通施設整備</p> <p>② スtockヤード整備</p> <p>(3) 品目転換施設整備</p> <p>(4) 木材加工流通施設等整備・品目転換施設整備付帯事業 （(1)～(3)の施設整備導入の効率的かつ円滑な実施を図るために必要となる調整活動、実践的知識及び技術の習得活動等）</p>	<p>市町、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、林業者等の組織する団体、木材関連業者等の組織する団体、地域材を利用する法人及び地方公共団体等の出資する法人その他都道府県知事が認めるもの</p>	<p>定額（1/2以内）</p>
<p>2 原木の低コスト供給対策</p> <p>(1) 間伐材生産</p> <p>① 間伐材の生産</p> <p>② 関連条件整備活動等（①と一体的に実施する対象森林の調査、森林所有者の同意取付け、森林作業道の整備）</p> <p>(2) 路網整備・機能強化</p> <p>① 林業専用道（規格相当）整備</p> <p>② 森林作業道整備</p> <p>③ 機能強化</p> <p>③ 関連条件整備活動（①又は②と一体的に実施する対象森林の調査、森林所有者の同意取付け等）</p> <p>(3) 高性能林業機械等の整備</p>	<p>(1) 市町、森林整備法人等及び選定経営体</p> <p>(2) 市町、森林整備法人等及び選定経営体</p> <p>(3) 市町村、森林整備法人等、選定経営体及び貸付けを行う事業を実施するもの（林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第11条に基づく林業労働力確保支援センター、森林組合連合会その他都道府県知事が認めるもの。）</p>	<p>定額（林野庁長官が別に定める基準に基づき知事が定めるものとする。）</p> <p>定額（林野庁長官が別に定める基準に基づき知事が定めるものとする。） 林業専用道（規格相当）整備については、県が定める林業専用道作設指針の基準を満たすこと 森林作業道整備については、県が定める森林作業道作設指針の基準を満たすこと</p> <p>定額（1/2以内）</p>

